

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（JICA 東京）が、2017 年度に開始する
予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本公告に関する問い合わせは、JICA 東京産業開発・公共政策課（電話：
03-3485-7630、担当：山田 愛）宛にお願いします。

2017 年 7 月 10 日

独立行政法人国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之

2017 年度課題別研修「観光振興とマーケティング（C）」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（以下「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書（様式 1）の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた観光マーケティングを担う中央及び地方政府の行政官を対象とし、日本の観光市場の現況・観光行政・業界の構造についての理解を深め、日本並びに日本で活動する他国の観光振興施策及びマーケティング手法を把握することで、日本及びアジア市場における観光マーケティングのための知識や技術を獲得する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人海外運輸協力協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は開発途上国の社会・経済の発展に寄与するため、海外における運輸部門全般における総合的コンサルティング活動を行い、あわせて同分野での国際協力の総合的な推進を図ることを主な目的としている一般社団法人です。40 年以上の活動実績を有し、当該分野において調査や案件形成、評価などの公的な受託業務を請け負ってきました。

また、JTCA は観光開発を手法とした開発途上国の発展に寄与するための観光開発研究所を擁しており、観光分野における国際協力を推進しています。調査・研究事業、人材育成事業、研修事業、セミナーの開催など、専門性を活かした協力事業を行っています。これら海外での観光開発に関する知識、経験において、本研修講義の構成、講師や視察先のアレンジ、および本研修の進行監理として同様の手配・調整において問題なく行うことが出来ると想定されます。

以上のことから、以下「2. 応募要件」を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

(1) 業務名：

2017 年度課題別研修

「観光振興とマーケティング（C）」コース研修委託業務

(2) 担当部署：

JICA 東京 産業開発・公共政策課

(3) 業務内容：

別添「研修委託業務概要」参照

(4) 研修コース実施期間：

2017年11月27日から2017年12月15日まで（予定）

(5) 契約履行期間：

2017年11月初旬から2018年2月下旬まで（予定）

2. 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 公示日において、平成28・29・30年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

- ⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を

含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の経験・要件を有すること。

- ①案件受託上の条件として、2017年度案件を第一回目として受託し、2018年度まで計二回、同一案件を受託可能であること。なお、2017年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2018年度案件まで随意契約を行う予定である(但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結する。
- ②業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ③業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ④観光政策関連の研修(講義/演習等)を実施した経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1)参加意思確認申請書の提出	提出期間	2017年7月10日(月)午前10時から同年7月21日(金)午後5時まで
	提出場所	(独)国際協力機構東京国際センター産業開発・公共政策課

	提出書類	下記、※参照のこと。
	提出方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録の残るものに限る） する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記 提出場所へ持参のこと。）

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書（様式 2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）

(2) 審査結果の 通知	通知日	2017 年 7 月 26 日（水）
	通知方法	メールで連絡、オリジナルは郵送
(3) 応募要件無 しの理由請求	請求場所	(独) 国際協力機構東京国際センター産業開発・公共 政策課
	請求方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録ののこるものに限る） する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10 : 00 から 17 : 00 まで（正午から 14 : 00 までは除く） に上記提出場所へ持参のこと。）
	請求締切日	2017 年 8 月 16 日（水）
	回答予定日	2017 年 8 月 25 日（金）
	回答方法	郵送

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。

- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3.(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

①公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

2017年度 課題別研修「観光振興とマーケティング（C）」
研修委託業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

課題別研修「観光振興とマーケティング（C）」

(2) 背景

開発途上国にとって観光は貴重な外貨収入源であり、雇用創出、他産業への波及効果、地域開発の観点からも途上国の社会経済に対するインパクトは大きい。観光振興に取り組む国々では観光資源の持続可能な開発、インフラ整備、海外からの観光客の受入体制の整備などの諸施策が企画・実施されているが、より一層の充実を望む国が多い。そのためには特に顧客市場（国・地域）の実情を正しく理解し、適切なマーケティングと効果的・効率的なプロモーションを企画・実施できる人材の養成が不可欠である。

このような背景のもと、潜在的な需要力があり、また成熟度の高い観光客市場を持つ我が国に対し、マーケティング及びプロモーション手法を含めた優れた観光事情に関する研修の要請は年々高まってきている。

本研修は「観光振興セミナー」として1990年に開始し、2005年には現在の形として各国の観光振興および観光マーケティングを担当する行政官、公的機関職員の人材育成を目的に実施している。

2017年度については、ベトナム語版実施の要望が確認されたことから、ベトナム一か国対象の課題別研修を行うことになった。

(3) 案件目標

観光振興にかかる自国および所属組織の課題を整理し、対日マーケティングプランを作成する。

(4) 研修で達成される成果

- (1) 日本市場の現況、行政、業界の構造等を把握することができる。
- (2) 自国の観光振興、マーケティング手法の改善点を整理することができる。
- (3) 日本ならびに日本で活動する他国の観光振興及びマーケティング手法を説明でき、実践できる。
- (4) 上記によって得られた知識・ノウハウによって、各国ごとに対日観光振興マーケティングプランが作成される。

(5) 研修期間 (予定)

全体受入期間 : 2017 年 11 月 26 日から 2017 年 12 月 16 日まで(予定)

技術研修期間 : 2017 年 11 月 27 日から 2017 年 12 月 15 日まで(予定)

(6) 人数 (予定)

: 8 名 (応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり)

(7) 研修対象国 (予定)

: ベトナム一か国

(7) 対象研修員

原則、観光振興に関連する政府・公的機関に勤務し、観光振興、観光マーケティングに関連する職務経験 3 年以上の経験がある者かつ大卒もしくはそれと同等の学歴を有し、英会話・英語読解力に堪能な 40 歳以下の者かつ、次の項目を満たす者。

- ① 心身共に健康で支障なく集団生活を送ることができる者。
- ② 軍籍にない者。
- ③ 所定の手続きに従って政府の推薦を受けて応募した者

(8) 使用言語

ベトナム語 (*原則、JICA が通訳を手配して対応する)

(9) 研修コース概要

研修は「事前」、「研修附帯」、「本邦」の各プログラムから構成され、「事前」、「研修附帯」、の各プログラムは JICA が実施する。

① 事前プログラム (来日前 1 ヶ月間)

自国における観光市場の事情の現状と課題を分析し、カントリーレポートを作成する。

② 研修附帯プログラム (当機構が実施するプログラム)

1) 集合ブリーフィング (来日の翌日)

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を実施する。(0.5 日間)

2) プログラムオリエンテーション(集合ブリーフィングの後)

研修の概要を研修員に説明する。(1 時間程度)

3) ジェネラルオリエンテーション (来日の翌々日)

日本の社会・歴史・経済・政治等の概要についての説明を実施する。(1.0日程度)

4) 評価会、閉講式(技術研修の最終日)

研修内容につき、研修員より評価を聴取するとともに意見交換する。(1時間程度)

③本邦プログラム(技術研修期間)

上記案件目標、および単元目標を達成するため、以下の内容を組み合わせた研修を実施する。

1) 研修項目(案)

本邦研修における想定される研修項目は次のとおり

項目	具体的な内容、講義名	方法
1. (単元目標 1) 日本市場の現況、行政、業界の構造等を把握する。 (2.0 日間)	観光庁の観光政策、観光統計の概要、日本政府観光局の役割、地方自治体の観光振興政策	○講義
2. (単元目標 2) 自国の観光振興、マーケティング手法の改善点を整理する。(1.0 日間程度)	ジョブレポートの発表と分析	○発表, ○討議
3. (単元目標 3) 日本ならびに日本で活動する他国の観光振興及びマーケティング手法を説明でき、実践できる。(6.5 ~7.5 日間程度)	外国政府観光局の活動、アグリツーリズムの事例紹介、地方自治体の観光振興事例の視察、ツアーオペレーターの地域別マーケティング、WEBマーケティング等	○講義 ○視察
4. (単元目標 4) 上記によって得られた知識・ノウハウによって、組織ごとに対日観光振興マーケティングプランが作成される。 (1.0~1.5 日間程度)	アクションプランの作成指導・発表	○結果発表

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- ①日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ②研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④コース評価要領の作成
- ⑤研修員選考への協力
- ⑥JICA 東京その他関係機と連絡・調整
- ⑦プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑧研修の運営管理とモニタリング
- ⑨研修員の技術レベルの把握
- ⑩各種発表会の実施への協力
- ⑪研修員作成の各種レポートの分析・評価のとりまとめ
- ⑫研修員からの技術的質問への対応
- ⑬評価会への出席、実施補佐
- ⑭閉講式への出席、実施補佐
- ⑮反省会への出席
- ⑯講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議等）の実施に関する事項

- ①講師の選定・確保
- ②講師への講義依頼文書発出
- ③講義室及び使用資機材の確認
- ④講義テキスト、資機材、参考資料の準備（翻訳を含む）・確認、著作権利用許諾範囲の確認
- ⑤講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化
- ⑥講義実施時の講師への対応
- ⑦講師謝金の支払い
- ⑧講師への旅費及び交通支払い
- ⑨講師もしくは所属先への依頼状・礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ①視察先の選定・確保と依頼文書もしくは 同行依頼文書の作成・送付
- ②視察先への引率

- ③研修旅行の手配（研修員の交通手配、講師と同行者の旅行手配）
 - ④視察謝金等の支払い
 - ⑤視察先への礼状作成と送付
- （４）事後整理に関する事項
- ①業務完了報告書の作成（教材の著作権処理報告含む）
 - ②経費精算報告書の作成
 - ③資材資料の返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、2018年1月下旬までに提出する。

4. その他

（１）研修旅行

1日の行程が100kmを超えて移動する旅行に関して、次を対象にした経費を計上していただく予定です。

- ①講師又は研修受託機関又は研修実施機関の関係者の同行者（1名まで）の研修旅行費（交通費、日当、宿泊費）
- ②研修員の研修旅行費（交通費）
- ③同行する研修監理員の交通費（ただし、研修監理員を配置せず、代りに研修員の理解促進等の業務を遂行される場合には、研修受託機関又は実施機関の関係者が同行することも認め、この場合の交通費、日当、宿泊費）

（２）近距離交通費

1日の行程が100km未満の移動については、外部講師および協力機関の関係者を対象に交通費を積算可能です。また、上述（１）の研修監理員を研修委託契約に含める場合は、この研修監理員および研修員の近距離交通費についても積算可能です。なお、研修委託契約の業務人件費の対象者が、100km未満の旅行に同行される場合は、計上の対象となりません。

（３）教材

教材（講義テキストの作成、翻訳、印刷製本を含む）調達に関する経費を計上していただくことが可能です。

（４）宿泊

研修員、研修受託機関同行者、研修監理員分の宿泊手配は当機構が行います。

(5) その他

本業務概要は予定段階のもので、詳細について変更される可能性もあります。

(注) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

*** 全省庁統一資格を有している場合 ***

2017年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名) 印

2017年度課題別研修「観光振興とマーケティング(C)」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

※ 平成28・29・30年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）

以上

*** 全省庁統一資格を有していない場合 ***

様式 2

2017年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名) 印

2017年度課題別研修「観光振興とマーケティング(C)」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近1か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その3の3）
- ・ 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

以上